

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 生涯学習文化課
委託業務番号	令和4年度 長生第4号
委託業務名称	長浜市市民文化ホール運用業務
委託業務場所	長浜市難波町505番地ほか
業務の概要	直営施設である文化ホール2館において、良好な利用環境と申込窓口サービスの向上の提供のため、利用受付および打合せ、ホール設備・機器等の操作に関するホール使用に関する一貫した業務を委託するもの。
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	4,819,760円(単価契約による年間予定額)
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県長浜市地福寺町4番36号 [商号又は名称] 公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団 理事長 堀川 佳孝
契約相手方の選定理由	文芸会館および浅井文化ホール指定管理者に対して、びわと虎姫の直営2施設も運用業務を委託することで、4施設の情報を集約するとともに運用を連携し、利用受付から相談調整、打合せ、当日の舞台業務まで一貫した運用が可能となる。 具体的には、利用者が文芸会館・浅井文化ホールにおいて、他施設の予約状況を確認しつつ4施設(文芸・浅井・びわ・虎姫)いずれの施設の予約も可能となり、また、受付時には舞台技術スタッフとの打ち合わせも行う事ができ、万が一施設の設備備品等に不具合が発生した際には、連携するほかの施設からの移動等の即時対応が可能となるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>